

国鉄闘争と郵政4・28反処分の闘い

人らしく生きる郵政版ビデオ『郵政首切り物語』上映会・資料

2005/10/19

郵政ユニオン 中島義雄

1、国鉄闘争

国鉄闘争。1047名の解雇から19年を鉄建公団訴訟原告団は闘い続けた。日本最大の労働争議は国労から自立して鉄建公団訴訟を闘う300名の原告団が、日本の労働者全体の命運をかけて引きついだ。そして、9/15東京地裁判決は「解雇を有効」としつつも、不当労働行為を認定し、慰謝料500万円の支払いを命じた。これが国鉄闘争と原告団の到達地点であり、国労からの弾圧を乗り越えて闘われた戦後最大の争議の現在地である。ところでこの判決に先立ち、支援共闘と原告団が開いた7/15日比谷全国集会が、この判決に大きな影響を及ぼしたとされる。組織を離れて、いや組織から妨害を受けながらの闘いに7000名の人が集まった。国鉄闘争の風化を乗り越え、闘争の復権が勝ち取られた瞬間だ。

この闘いの目標は国家的不当労働行為を受け、解雇された1047名の解雇撤回である。その目的の到達手段は「不当労働行為の認定」だ。なぜなら争議を労組として取りくんだ国労が、4党合意という政治解決の中で「不当労働行為の責任追及放棄」を行い、2003年12月の最高裁敗訴判決とあいまって、「国鉄改革は正しく、反対派の解雇は正当」という状況が作り出されていたからだ。これではまさに解雇自由時代の到来になり、日本労働者の明日は見えない。

日本最強の国労が1986年10月の修善寺大会で、国鉄改革に反対すると決定した瞬間から激突が始まる。しかし国労が路線を変え、国とJRに法的責任なしと決めて以降、日本に不当労働行為を追及する闘いは、鉄建公団訴訟原告団の肩に重くのしかかった。そして彼らはその重荷を自力で背負い、不当労働行為認定を勝ち取った。今や国労と原告団、どちらに正義があるか、誰の目にも明らかだろう。本来、労働組合が闘うべき問題であるが、国労が投げ捨てた法的解決の道は、原告団が拾い上げ、さらに政治決着の道をもつないのだ。

7/15の全国集会で呼びかけ人の一人である師岡さんは「今、国鉄民営化につぐ大規模な民営化、郵政民営化が進んでいます。しかし、その中で解雇という話は一言も出ていません。それは国鉄闘争、皆さんの闘争を見て、民営化に反対する労働者を解雇するなどというばかげたことはやっても意味がないんだ。かえってマイナスなんだと政府自民党も郵政

公社も考えているためだろうと思います。私たちにとって、大事なのは、さらに団結を強めて、そして裁判で勝つことです」と壇上で呼びかけている。まさに郵政闘争と国鉄闘争はしっかりつながっているのだ。

2、郵政 4・28 反処分闘争

郵政改革が始まったのは、遠く 1960 年代だ。当時、郵政の労務政策は「ストライキをする全通は違法団体、労働者も違法職員であり、法の庇護はない」と断言し、組合の一切の権利を認めず、団体交渉すら拒否した徹底した差別と弾圧処分をかけた。そして 1978 年末、全通労働者は長年の苦しみに反撃する。怨念の 17 年というスローガンの人権回復を掲げた反マル生闘争を闘う。闘いは長期化し、ついには年賀取り扱い拒否となり、ストライキや物だめ順法闘争へと発展し、79 年の元旦、歴史上初めて年賀はがきは配達されなかった。しかしこの郵政史上最大の闘いは、国・郵政省の鋭い反撃にあう。79 年 4 月 28 日、全国の郵政労働者に 8183 名の処分と 61 名の首切りが強行された。のちにいう 4・28 処分である。ところが 75 年のスト権ストで全国が麻痺したときでも現場では免職処分者は出なかった。この対比から見ても、政府・自民党と郵政の反マル生闘争への憎しみが理解できよう。

この処分に対して全通は当初は闘った。しかし 10 年ののち、自民党と社会党の合意で、解雇者の郵政職場復職という道が提案される。被解雇者が郵政省の職員採用試験を再受験すれば、再雇用されるという全通の指導が組織的になされた。被解雇者のうち 14 名が受験するが、すべて不合格となる。しかしこの政治解決の道は、法的解決の道を閉ざしていた。受験は裁判を取り下げることが前提であったし、ほとんどが取り下げているからだ。4・28 反処分の闘いは 91 年の全通全国大会で幕が引かれ、全通としての 4・28 反処分闘争は終わる。結果的に被解雇者は郵政省と自民、社会両党にだまされ、闘いの放棄を迫られる。これに抵抗した裁判継続者は働いていた職場（組合書記局）を解雇された。また身分的にも全通組織から追放された。二度目の首切りである。

しかし、提訴取り下げを拒否した人など 10 名の方がこのやり方に納得いかないと、4・28 反処分闘争を決意する。労働組合が闘わなければ、個人で闘うと自覚した人の、労組から自立した闘いの始まりで、イバラの 26 年の道が始まる。彼らは全通から組合員権まで剥奪されるが(のちに組合権は獲得する)、現在まで裁判は続き 7 名が 2004 年 6 月 30 日、東京高等裁判所で解雇取り消しの判決を勝ち取った（現在最高裁に係争中）。

戦後労働運動がその原点で闘い続けた不当労働行為や、労組破壊との闘いの中で、闘う労組は次々と破壊されていく。電力、炭鉱、造船などの労組はいずれも少数派となるか消滅した。そして、75 年のスト権ストで敗れた官公労組が次に標的となり、生産性向上運動が職場に強まる。79 年の全通の反マル生闘争は、この改革反対闘争の原点であり、4・28 闘

争団は労組からも見捨てられながらも最後まで闘い続けた。そして 7 名の気持ちが東京高裁の判決とつながり、労組破壊と闘いつづける少数の日本労働運動を土壇場で支えたのだ。

全通はいま連合の「日本郵政公社労働組合（JPU）」を名乗り、もちろん 4・28 反処分闘争など見向きもしない。この夏、JPU の委員長は特定局長会の全国総会に出席し、過去の反マル生闘争などの敵対をおわびし、特定局長に頭を下げた。これがかつて反マル生闘争で職場の人権を掲げた「権利の全通」か、と見間違ふほどの組織である。わずか時間にして 20 数年だが、同じ人が所属する労組で起きている過去の歴史の清算であり、闘う人と生きる権利の否定である。

3、郵政ユニオンは

郵政ユニオンに所属する私たちは全労協である。郵政改革で 2001 年に郵政省から事業庁へ、2003 年に郵政公社と改組された。この間、郵政や多数労組からは、「国鉄改革方式の首切り」がまことしやかにささやかれた。不当な改革は許さないという立場で、抵抗を自らの身上として生きてきた多くの労働者は、不良職員のレッテルを貼られ、転向と踏み絵を迫られる。抵抗の意識と行動はすぐさま賃金と労働条件に跳ね返る。この 10 年、人事交流という強制配転が多くの労働者にふりかかった。職場の要で抵抗闘争を指揮した労働者は、まったく知らない遠い職場に配転され、運動と仕事に誇りを持つ活動家=仕事のベテラン職人から、1 年生の新米職員に変えられ、影響力を奪われた。当然その組合現場は、協調派の指導部と置き換えられる。現職支部長や執行部全員の強制配転という事実もある。まさに労組崩壊攻撃なのであるが、JPU は郵政との協調主義をとっているため闘わず、逆に闘いを抑えた。この間の抵抗闘争で処分をうけ、裁判闘争で闘っているなかに JPU が行っている裁判はない。みな個人であるかユニオンなどである。こうして職場は改革路線が突き進む。

郵政ユニオンは全労協の全国大会などで、四党合意に揺れる国労問題をも絡み、以下のように態度表明をくりかえした。「郵政改革は 30 万人を 20 万人にする攻撃だ。10 万人首切りは闘わなくては突破できない。攻撃がかりに国鉄方式ではなく NTT 方式にしても、首切りはさらに続くのは証明済みだ。国や公社などは国鉄と郵政の労組破壊をマル生運動（生産性向上運動）で進めた。時間差があっても国労と全通は闘い続け、攻撃をはねかえした。しかし、その敗北に学んだ国は国鉄改革と郵政改革に 20 年の時間差をおいた。結果的にその間総評が解体され、連合となり、国労と全通は組織的に袂をわかった。同じ攻撃に同じ総評で、同じ抵抗を闘い、働く人を守った二つの労組が、20 年の時間差攻撃で、闘う目標を見失い、日本の社会は解雇自由が到来し、職場の権利は奪われ続けた。しかし、国労原告団の闘いが、これを変えようとしている。われわれは、自立した郵政 4・28 闘争団の 20 年の時間と実績を持つ。国労原告団が郵政 4・28 闘争団と連動し、10 万人首切りと闘うことができれば、戦後日本の労働運動の基本権=郵政と国鉄の共同闘争が実現する。ともに闘え

ば、勝利の展望は絶望の淵から一筋の光明を見出すことができる。郵政ユニオンも闘う。全労協も、国労も闘ってほしい」と訴え続けた。今が正念場だが、4・28は東京高裁で勝ち、原告団は東京地裁で「不当労働行為を認定」させた。いずれも勝利的に名誉を回復し、闘いは進んでいる。はっきりしていることは、郵政4・28も国労原告団も闘わなかったらここまでこれなかったということだ。

4、郵政の職場は

8月8日、郵政民営化は国会でいったん否決されたが、9月11日の総選挙の結果を受けた国会で10月14日、民営化は可決された。郵政省改革は郵政事業庁、郵政公社化と変遷を続けながらも、職場では民営化に適さない「改革反対派」というレッテルはりの不当労働行為もどきの攻撃はあるが、そのことを理由に解雇は起きていない。その一番の理由は、郵政4・28闘争団の存在があり、それと相前後、ともに手を携えた国労原告団の存在がある。一人でも首を切れば、何十年でも闘いが続くという実績があるからだ。

現実の職場もひどい実態である。権利という大半の言葉は死語に近い。生産性向上がすべてに優先し、競争原理が支配し、管理者から見た仕事の成果が職員の評価を決める。法律を守り、地道に毎日の仕事を働いても、何らかの理由で上司の評価が不当に低い人は、再訓練という3泊4日とかの日勤教育が待ち受ける。労組法、労働基準法や協約は、職場上司の命令に頭を下げる。稼ぎを上げる職員の気持ちに権利意識はない。公社から見ると、首を切る以上に人事交流=強制配転が決めてとなり、攻め続けられる。職員は黙るしか働き続けることが許されない。しかし、闘いをやめたらすべては終わる。あきらめたら人として生きることができない。国労原告団の闘いがそれを証明している。私たちは職場での競争を否定し、助け合いながら働いていくことを基本としており、そのことは譲れない。

現在長崎中郵では320名の正規職員と120名の非正規職員が働いている。正規職員は年々非正規化が進み、正規職員も若年退職、リストラが進む。非正規職員はゆうメイトと呼ばれるが、一日期限の不安定雇用であり、賃金も条件も劣悪である。この政策が効率化とされ、経営の原点となっている。

5、新自由主義との闘い

新自由主義改革の攻撃はすべての人にかかる。小泉総理は「公務員は既得権にしがみつく『守旧派』だ」と批判するが、わずか年収400万円、500万円前後の既得権すら否定する改革は、「国民もそれ以下の低収入で生きろ」という意味である。小さな政府は国民から見ると小さな負担のはずだが、この10年、医療費、教育、消費税、所得税や多くの国民保護法的な制度は次々に「改革」され、大きな負担となっている。小さな政府論は表面的には800兆円という大財政赤字を抱える国の形を変える提案ではあるが、国民を一方向的に苦しめ

て改革の成果はありえない。ましてやこの 20 数年間で、この改革を進めるために、あらゆる職場、地域で攻撃をかけ、闘う労組と人々を職場、地域から放逐している事実は許されない。戦争を仕掛け、石油利権を奪い、アジアの貧困をさらに推し進めるアメリカ型の新自由主義、グローバリズムと連動した小泉改革は間違いである。働く人と国民の改革反対の声は守旧派ではなく、人らしく生きる人の声なのだ。私たちは普通に生きたいが、新自由主義の改革はそれを許さない。普通に生きるためにも闘わなくてはならない時代に入ったのだ。

6、郵政民営化問題

郵政分割・民営化は郵政事業の株式会社化であり、事業と会社は国民のものではなく株主のものとなる。利益が会社の目的となり、儲かる事業以外はやらない。これ以外は会社倒産となる。現在の郵政 3 事業の基本は、すべての国民にあまねく公平に、安い料金でサービスを提供するというのが法の精神である。建前は利潤追求優先とか都市と地方の格差とかはありえなかった。民営化はこれが法的にもなくなる。結果的に国民へのサービス提供が「お金次第」という競争主義の会社となる。

現在の職場は、「自分の給料は自分で稼ぎ出せ」という檄が飛び、現金営業競争主義である。国民にサービスを提供するという公営事業の発想はなく、国民は等しい事業の受給者ではなく、「お客様」と呼び、例えば、一通の郵便物の料金には格差がつき、大口のお客様は半額で利用できる仕組みである。国民はお客様と名前を変えた瞬間に、公平に郵便事業の受給者ではなくなっているのだ。

2007 年 10 月に 3 事業が 4 会社に分割・民営化される、簡保、郵貯の廃止、縮小は進む。もともと民営化の目的が郵貯、簡保の 350 兆円の市場化にあったわけで、このお金は市場に流れ、アメリカ、日本の金融資本で奪い合う。貯金、簡保会社もお客から預かった 350 兆円を運用し、利益を出すために、さらに高い利子を求めて再投資することが仕事となる。当然アメリカ国債とかの購入となるだろう。紙くずと化すといわれるアメリカ国債を買い込み、これを吐き出すことは許されない。世界最大の不良債権を抱え、日本最大の金融機関＝郵貯、簡保はその役割を終え、廃止される運命である。結果的に国民の貯蓄が国民のために利用されない。

全国にある郵便局 24700 局の設置はどうなるのか。新法では最低市町村に 1 局は置く、という歯止めだが、実際にはなんの効果もない。平成の大合併以前は全国で 3300 の市町村があったが、今はすでに 2200 の市町村へと激減している。長崎県でも 79 市町村がすでに 30 を割り込んでいる。例えば長崎市は一市 6 町が今年 1 月に合併した。旧長崎市には普通郵便局が 3 局、集配特定局、無集配特定局、簡易郵便局は 64 局置かれている。旧 6 町には

13 局だ。長崎市も一行政地域だから 1 郵便局でいいこととなる。これは極端な数字だが、法的にはこれで過疎地の郵便局もなくならないとなっている。長崎市という地方大都市でもこうだから、五島では五島市と新上五島町の二つの行政区域でしかなく、郵便局は二つが最低保証されたことにしかならない。

郵便局は 1 局ごとで黒字化＝稼ぐことが義務付けられる（いまでもそうだが）。この 64 郵便局では大半が赤字であり、黒字など逆立ちしてもありえない数字である。郵便物の差出は、その大半が東京などの大都市に集中しており、町の小さな郵便局に大口利用者は差出には来ない。長崎県の郵便引き受け数は全国比率で 0,6% であり、職員数比率は 1,5%。その格差は大きい。職員数だけで見ての全国標準になるためには、今の引き受け郵便物を 3 倍に増やさなければ追いつかない。これは非現実的な数字だ。そして赤字での廃局は避けられず、これが民営化の行き着く先である。過疎地の国民はさらに民間の下請化された高い特別料金の郵便事業を利用するしかない。当面、集配郵便局は絶対必要であり、廃局は先のこととなるが、郵貯などの窓口業務の義務化をはずされた無集配局は、なんの歯止めもなく地方から縮小・廃止されるだろう。郵政ユニオンの資料では、残る郵便局は 7000 局程度ではないかと書いてある。これが新自由主義社会での郵便事業であり、非公務員での郵便事業は国民福祉の仕事から会社の利益のための仕事となることを意味する。小泉首相の郵政民営化の目的は、郵貯の廃止と郵便配達員の非公務員化であり、その目的は達成されるが、特定郵便局長制度は残る。総じて、郵政 3 事業が分割・民営化され、国民が福祉的受益者として恩恵を受けることや、また便利になるということはない。

7、上映会の開催

私たちは郵政改革に反対して闘ってきたが、その目的は、アメリカ型の新自由主義の弱者否定の勝ち組企業に郵政をしてはならないと考えてきたからだ。すべての国民が全国で等しく事業の福祉的受益者であるべきであるからだ。またそのためには、働く人も職場で働く権利が保障され、安心して働く職場が確保されるべきだと考えてきたからだ。そのために郵政では不当な首切り攻撃の原点にある郵政の 4・28 反処分闘争を闘ってきたし、また日本で最大の解雇攻撃である国鉄闘争も同じく闘ってきた。この二つも長い目で見れば、国民と共通の思いにぶつかると思う。

「郵政首切り物語り」ビデオは、「国労冬物語」のビデオと同じドキュメントであり、人らしく生きるというテーマは共通している。この上映会が長崎でも行われれば、国労原告団と郵政労働者の生きていく絆が結ばれる。国鉄闘争支援を行われている多くのかたがたの観賞をお勧めしたい。郵政も国鉄も同じだと実感できるだろうし、いま進む地方自治体の改革＝平成の大合併、あるいは教育労働者にかかる日の丸・君が代攻撃なども根っこは同じだと理解できるだろう。総じて民間企業で行われている不当な解雇や劣悪な労働条件などの人権攻撃も同じだからだ。人らしく生きる『郵政首切り物語』上映会を多くの方の参

加で成功させたい。

2005/10/19

追記。

郵政民営化での雇用問題。

2005/10/1 から始まる郵政民営化法は、10/14 に成立した。新会社の雇用はどうなるのか。話では来年1月頃から「意向調査」が始まるということだが、

民営化法第 165 条に以下のように決まった。「【職員の引継ぎ】第 165 条。公社の解散の際現に公社の職員であるものは、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行のときにおいて、承継計画において定めるところに従い、承継会社のいずれかの職員となるものとする。」となっている。

また**同法の 167 条**の【国家公務員退職手当法の適用に関する特例等】では「第 165 条の規定により承継会社の職員となるものに対しては、国家公務員退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。」とある。

また**同法の第 168 条**【承継職員への通知等】では「日本郵政株式会社は、承継職員に対し、施行日の2週間前までに、承継会社のいずれの職員となるかを通知しなければならない。同2では、日本郵政株式会社は、承継職員に対し、前項の規定に通知後遅滞なく、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

また、**同 169 条**【承継労働協約】では「公社の職員が結成し、または加入する労働組合と日本郵政株式会社は、承継職員の労働条件その他に関する労働協約を締結するための交渉をし、及び承継労働協約を締結することができる。」とある。

では**公社施行法**とはどうだったかの違いを見ると、

公社施行法の第2節、【職員の身分の引継ぎ等】では、同4条：職員の身分引継ぎで「公社施行の際現に郵政事業庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において公社の職員となるものとする」とある。文言は同じだが。

以上が法律的な文言である。事業庁になるときも、公社になるときも、郵政サイドからや連合労組などから「(公社に)ふさわしい人が公社の職員となれる」とかのうわさが飛び、意識の改革を求められたり、雇用不安をあおられたりしてきた。今度も同じようなケースは想定される。また国会構成など9/11選挙後の特殊な状況もある。公社側は相当高姿勢に出てくることは容易に想定できる。また、ある党派機関紙などは、国鉄方式の「全員一旦解雇」などを宣伝している向きもある。2年後のことでもあり、予測はできないが、民営化に備える闘争体制は、準備が必要である。